

「特定投資家制度」に関する「期限日」

弊社では、金融商品取引法の特定投資家制度における、投資家区分の移行の「期限日」を、移行承諾後、最初に到来する **2月末日または8月末日**のうち遅い日とさせていただきます。

■特定投資家制度とは

金融商品取引法により導入された「特定投資家制度」により、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の投資家（以下、「一般投資家」といいます）」に区分されます。

本制度において、お客様は、「特定投資家」と「一般投資家」のいずれかになりますが、一定の条件に該当するお客様は、所定の手続きにより「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行ができる場合があります。

■移行手続き

移行は、契約の種類ごとに行われ、特定投資家から一般投資家への移行は、お客様のお申出があるまで有効となり、一般投資家から特定投資家への移行は、1年以内に到来する「期限日」までとなります。なお、お客様のお申出があれば、「特定投資家」から「一般投資家」へ及び「一般投資家」から「特定投資家」へ復帰することができます。

■期限日

移行による投資家区分の変更には有効期限（有効期限の末日を「期限日」といいます。）があり、金融商品取引業者である弊社がお客様の投資家区分の移行を承諾した日から起算して1年以内で、一定の日を期限日と定めることができ、一定の日を複数定めた場合は、最も遅い日が期限日となります。

弊社では、毎年2月末日又は8月末日を「期限日」としております。「期限日」の翌日以降は、「一般投資家」から「特定投資家」に移行したお客様は、一般投資家に戻ることであり、移行を継続する場合は、再度所定の手続きをとる必要があります。「特定投資家」から「一般投資家」へ移行したお客様については、お申出があるまで有効となります。